あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）返礼品の選定に係る公募実施要領

第１　趣旨

この要領は，あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）に係る返礼品を選定するために行う公募について必要な事項を定めるものとする。

第２　応募者の要件

返礼品の提案に応募する者（以下「応募者」という。）は，次の全ての要件を満たすものとする。

１　次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。

⑴　本社（本店），支社（支店）又は営業所（以下「本社等」という。）を市内に有する法人並びに団体又は市内で事業活動を行っている個人事業主

⑵　市内で生産されたものを原材料として製造し，又は加工している品物を取り扱い，かつ，本社等を道内に有する法人，団体又は個人事業主（⑴に該当するものを除く。）

２　市税の滞納がないこと。ただし，本市に本社等が所在していない場合は，本社等が所在する市町村において課された市町村税に滞納がないこと。

３　返礼品の受注環境及び業務管理体制が整備されていること。

４　返礼品として選定された場合，市が利用しているふるさと納税受付ポータルサイト（さとふる，ふるさとチョイス及びふるぽ）（以下「ふるさと納税受付ポータルサイト」という。）に掲載することが可能であること。（ただし，ふるさと納税受付ポータルサイトの取扱基準によりいずれにしか掲載できないもの（定期配送等）については除く。）

５　返礼品として選定された場合，さとふるが実施しているサンプル用商品（食品及び瓶詰めされたものその他さとふるが指定する品物をいう。）の提出に係る費用，送料等の負担ができること。

６　ふるさとチョイスの提携事業者である（株）ＪＴＢ（以下「ＪＴＢ」という。）が提供する管理システムの導入，運用及び契約に要する費用の負担ができること。

７　返礼品として選定された場合，市が実施する地域経済への波及効果等を計るための調査に協力すること。

８　本市が行うあさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）のＰＲに協力すること。

９　平成２６年３月３１日付けで旭川市，旭川方面旭川中央警察署及び旭川方面旭川東警察

署との間で交わした暴力団等の排除に関する協定書第２条第４号の暴力団関係事業者に該当していないこと。

10　各種法令等を遵守すること。

第３　返礼品の要件

１　返礼品は，次の全ての要件を満たすものとする。

⑴　地方税法等の一部を改正する法律（平成３１年法律第２号）による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の７第１項第２号に掲げる基準に適合するもの。

なお，総務省からの通知等により取扱いが変更されたときは，返礼品として選定された場合であっても，これを取り消すことができるものとする。

⑵　市内で生産，製造若しくは加工されたもの，市内でサービスを受けることができるもの又は市内で生産されたものを原材料として使用したものであって，道内で製造若しくは加工されたもの

⑶　旭川市の地名，文化，歴史，風土，特産等，本市の魅力の発信に寄与するもの

⑷　年間を通じて安定的な供給が可能であるもの（限定品，季節商品又は受注生産商品を除く。）

⑸　飲食品については，出荷後７日以上の賞味期限が保証されるもの

⑹　配送業者が定める配送基準を満たすもの（さとふるが指定する佐川急便ではアイスクリームやバターなど－１８℃以下で管理しなければならないものは配送不可。詳しくは佐川急便のホームページを参照すること。）

⑺　詰め合わせ品（セット品）については，個々の商品が⑴から⑹までの要件を満たしているものであること。

２　提案数について

１事業者が１回の公募につき提案できる数は２０品を上限とし，同一商品で内容量（個数など）が違う提案については１品のみの提案とする（飲食品は除く。）。また，同一の規格であって，材質若しくは色違いのもの又は詰め合わせの品（セット品）については，１点と算定する。

３　返礼品の金額設定については，次のとおりとする。

寄附金額	返礼品価格の範囲
１万円以上２万円未満	３，０００円以下
２万円以上３万円未満	３，００１円以上６，０００円以下
３万円以上４万円未満	６，００１円以上９，０００円以下
４万円以上５万円未満	９，００１円以上１２，０００円以下
５万円以上６万円未満	１２，００１円以上１５，０００円以下
６万円以上７万円未満	１５，００１円以上１８，０００円以下
７万円以上８万円未満	１８，００１円以上２１，０００円以下
８万円以上９万円未満	２１，００１円以上２４，０００円以下
９万円以上１０万円未満	２４，００１円以上２７，０００円以下
１０万円以上１５万円未満	２７，００１円以上３０，０００円以下
１５万円以上２０万円未満	３０，００１円以上４５，０００円以下
２０万円以上２５万円未満	４５，００１円以上６０，０００円以下
２５万円以上３０万円未満	６０，００１円以上７５，０００円以下
３０万円以上	７５，００１円以上９０，０００円以下

４　返礼品の配送方法等については，次のとおりとする。

⑴　さとふるを経由して寄附の申出があった場合

配送方法については，佐川急便による集荷とする。

送料については，実際に要した額とし，これを市が負担する。

⑵　ふるさとチョイス（ふるぽ）を経由して寄附の申出があった場合

配送方法については，返礼品として選定された商品に係る応募者（以下「返礼品提供事業者」という。）が配送事業者を手配するものとする。

送料については，返礼品提供事業者及びＪＴＢで調整を行い，返礼品ごとに配送地域を一律に決定した上で算定し，これを市が負担する。なお，算定した送料の額が実際に要した送料の額よりも低い場合の差額は，市への返金の必要はないものとし，実際に要した送料の額よりも高い場合の差額は，返礼品提供事業者の負担とする。

第４　提案の手続

１　提案書の提出

応募者は，次に掲げる書類（以下「提案書等」という。）を提出しなければならない。ただし，一の年度内において複数回の提案を行う場合は，番号２の書類の提出を省略することができる。

⑴　提出書類

番号	提出書類	留意点
1	提案書（様式１） ※書面又はメールでの提出が可能	商品１点につき，１部提出すること。
2	返礼品提案に当たっての誓約書兼同意書（様式２） ※書面での提出が必要	印鑑は，代表者印を押印すること。
3	完納証明書（原本）又は納税証明書（原本） ※第２の１⑵に該当する市外事業者のみ提出が必要	応募者が所在する市町村が発行する完納証明書又は市町村税の納税証明書（直近の年度のものであって，かつ，発行後３か月を超えないもの）のいずれかを提出すること。 ただし，新規設立法人であって，企画提案書の提出日現在，最初の事業年度に係る法人市町村民税の納付実績がなく，本店所在地の市町村において完納証明書又は納税証明書の交付を受けられないものについては，当該証明書に代えて定款の写し等，事業年度の分かる書類を提出すること。

⑵　提出方法

書類の提出については，持参又は郵送（必着とする。また，書留又は簡易書留に限る。）によること。

なお，提案書の提出については，電子メールでの提出を可とする。

⑶　提出場所

〒０７０－８５２５

旭川市６条通９丁目４６番地　総合庁舎２階

旭川市税務部税制課税制係

あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）返礼品公募担当　行

e-mail　asahikawa_ouenkifu@city.asahikawa.lg.jp

２　要件の確認

第２に定める応募者の要件に該当するか確認を行い，要件に該当しないと認められた者にあっては，その旨及び理由について通知する。

第５　提案書等の著作権等の取扱い

１　提案書等の著作権は，当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

２　本市は，返礼品の企画提案の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは，提出された提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

３　本市は，応募者から提出された提案書等について，旭川市情報公開条例（平成１７年旭川市条例第７号）の規定による請求に基づき，第三者に開示することができるものとする。

第６　質疑応答等

１　返礼品の提案に関する質問は，インターネットにより，次の問合せフォームから行うものとする。

問合せフォームＵＲＬ：https://www.harp.lg.jp/HYnk7rax

２　１の方法により行われた質問については，電子メールにより質問者に対して回答するとともに，旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第７　失格事項

次のいずれかに該当した場合は，その者を失格とする。

１　応募者の要件及び返礼品の要件を満たしていない場合

２　提出書類に虚偽の記載があった場合

３　この要領で示された提出期日，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

４　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第８　選定方法

１　提案書等の書面審査

提出された提案書等及びこの要領に定める事項に基づき，次のとおり２段階で採用予定返礼品の特定に係る可否を選考する。

⑴　共通事項

１次選考及び２次選考での採点の合計点が基準点を満たした場合に返礼品として特定する。基準点は，１４点とする。

⑵　１次選考

ア　審査方法

ふるさと納税担当部局内において別紙に定める評価の視点に基づき総合的な観点から採点を行う。（２０点）

イ　特記事項

１次選考において基準点以上の採点となった場合は，２次選考を免除し，採用予定返礼品として特定する。一方，４点未満の採点となった場合には，２次選考に移行することなく，１次選考の時点で不採用とする。

⑶　２次選考

ア　審査方法

あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）庁内連絡会議返礼品選定・検討部会（以下「部会」という。）において別紙に定める評価の視点に基づき総合的な観点から採点を行う。（１０点）

イ　特記事項

部会は４名で構成し，各構成員の持ち点を５点とする。最高点及び最低点（同一の点数を付けた者が複数いる場合はいずれかの採点とする。）を付けた構成員をそれぞれ１名ずつ除外し，残り２名の構成員の採点の合計点を２次選考における採点とする。

２　ヒアリング等の実施

部会が必要と判断したときは，ヒアリング及び提案商品の試食，試飲，目視等（以下「試食等」という。）による審査（以下「ヒアリング等」という。）を行うものとし，対象となる応募者に対して個別に通知する。なお，ヒアリング等の日時，場所，実施方法等については，実施通知時にあわせて通知する。

３　審査結果の通知

⑴　採用予定返礼品を特定したときは，速やかに全ての応募者に対し，次の事項を通知するものとする。

ア　採用予定返礼品の名称及び応募者名

イ　評価点数

ウ　採用予定返礼品として特定された商品に係る応募者にあっては，その後に予定される契約手続

エ　採用予定返礼品として特定されなかった商品に係る応募者にあっては，その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

⑵　採用予定返礼品として特定されなかった商品に係る応募者は，その理由について，次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア　提出期間　⑴の通知があった日から７日以内（旭川市の休日を定める条例（平成５年旭川市条例第３号）第１条第１項に定める本市の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（郵送による場合は必着とする。）

イ　提出場所　第４の１⑶に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）によること（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。

⑶　市長は，⑵の説明を求められたときから７日以内（旭川市の休日を定める条例第１条第１項に定める本市の休日を除く。）に，説明を求めた者に対し書面により回答する。

第９　その他

１　手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

２　提案書等その他関係書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング等における試食等及び運搬に要する費用は，全て応募者の負担とする。

３　提出された書類は，返還しない。

４　提出された書類は，応募者に無断で返礼品の選定以外の用に使用しない。

第10　スケジュール

返礼品の企画提案の実施スケジュールは，次のとおりとする。

<table>
<tr><th>実施内容</th><th colspan="2">実施期間又は期日</th></tr>
<tr><td>説明会</td><td colspan="2">令和元年５月１７日（金）</td></tr>
<tr><td>提案書等の受付期間
及び質疑応答期間</td><td colspan="2">令和元年５月１０日（金）から
令和２年３月３１日（火）まで</td></tr>
<tr><td rowspan="6">提案書等の提出期間</td><td>第１回</td><td>令和元年５月１０日（金）から
令和元年６月７日（金）まで</td></tr>
<tr><td>第２回</td><td>令和元年６月８日（土）から
令和元年８月９日（金）まで</td></tr>
<tr><td>第３回</td><td>令和元年８月１０日（土）から
令和元年１０月１１日（金）まで</td></tr>
<tr><td>第４回</td><td>令和元年１０月１２日（土）から
令和元年１２月６日（金）まで</td></tr>
<tr><td>第５回</td><td>令和元年１２月７日（土）から
令和２年２月７日（金）まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">※　令和２年２月８日（土）以降に提案書等の提出があった場合は，翌年度において選考する。</td></tr>
<tr><td>参加資格無資格通知</td><td colspan="2">提案書等の各提出期間の末日の翌日から起算して７日以内（土日祝日及び年末年始を除く。）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">企画提案書審査結果の通知</td><td>第１回</td><td>令和元年７月上旬</td></tr>
<tr><td>第２回</td><td>令和元年９月上旬</td></tr>
<tr><td>第３回</td><td>令和元年１１月上旬</td></tr>
<tr><td>第４回</td><td>令和２年１月上旬</td></tr>
<tr><td>第５回</td><td>令和２年３月上旬</td></tr>
</table>

第11　契約

採用予定返礼品として特定された商品に係る応募者が当該商品を返礼品として提供しようとするときは，別途本市が返礼品の調達業務を委託する返礼品調達等事業者（以下「返礼

品調達等事業者」という。）及びＪＴＢと契約を結ぶことにより返礼品として選定するものとする。

ただし，偽りその他不正な手段により，返礼品の企画提案に応募し採用予定返礼品として特定された場合は，これを取り消すことができるものとする。採用予定返礼品として特定された後（返礼品として選定し，提供を開始した後を含む。）において，不誠実な行為を行った場合も同様とする。

第12　返礼品の除外

この公募により採用された返礼品について，当該返礼品として選定された日の属する年度の翌年度において，受注実績がなかった場合には，返礼品から除外する。

また，ふるさと納税受付ポータルサイトの掲載基準及びその改定によりふるさと納税受付ポータルサイトの掲載ができなくなった場合も除外する。

２　前項の規定により返礼品を除外する日は，選定年度の翌々年度において実施する第１回目の返礼品の募集を開始する日とする。なお，除外された返礼品は，除外する日の属する年度においては再提案することはできない。

第13　返礼品の画像の提供

返礼品提供事業者は，市又は返礼品調達等事業者の求めに応じ，あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）のＰＲ及びふるさと納税ポータルサイトへの掲載のために必要とする返礼品の画像データを提供するものとする。この場合において，画像の提供方法その他の必要な事項は，市又は返礼品調達等事業者がその都度，指定する。

第14　返礼品の送付の流れ

1　さとふるを経由して寄附の申出があった場合

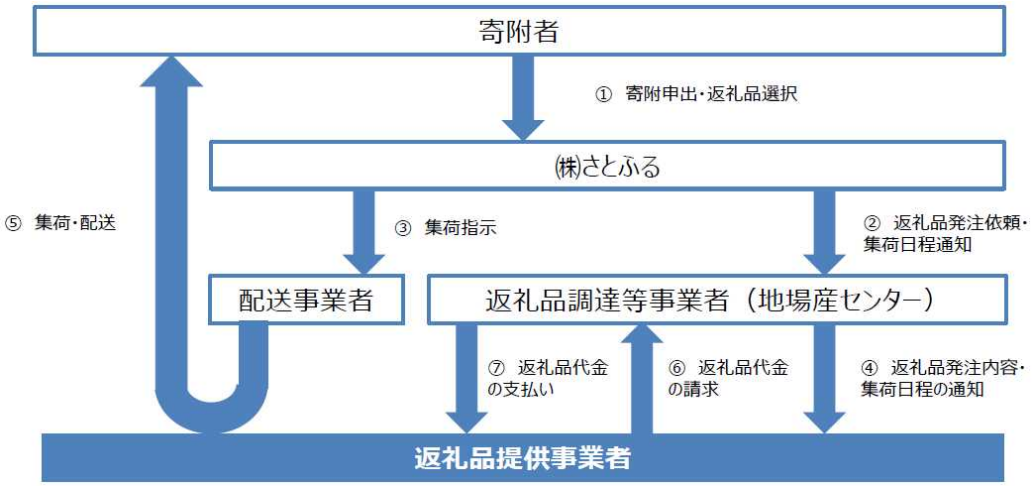

2　ふるさとチョイス・ふるぽを経由して寄附の申出があった場合

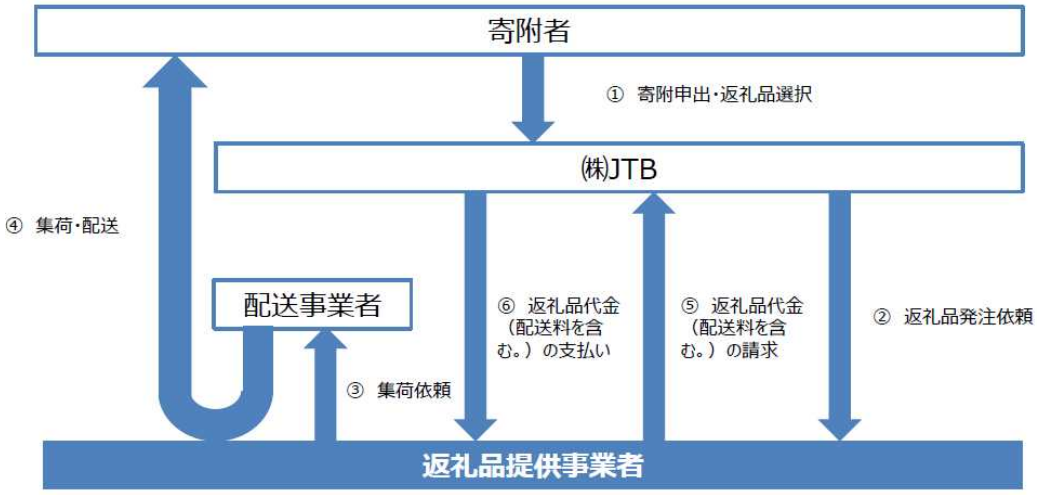

第15　返礼品のＰＲ

1　返礼品として提供される商品については，本市のホームページやふるさと納税受付ポータルサイト，パンフレット等に，返礼品提供事業者名，返礼品名，画像，ＰＲコメント等を掲載する場合がある。この場合において，各ＰＲ媒体に掲載する内容は，市が決定するものとする。

2　返礼品提供事業者は，返礼品の発送の際に，本市が用意するお礼状及びプロモーション冊子等を同梱するものとする。

3　返礼品提供事業者は，返礼品の発送の際に，商品のＰＲパンフレット・チラシや事業者

のＰＲ資料を同梱することができるものとする。ただし，これらの資料１部を事前に本市に提出し了承を得るものとする。

第16　個人情報の保護

返礼品提供事業者として知り得た寄附者の個人情報は，ふるさと納税の返礼品の送付以外の用に供することなく，適正に管理しなければならない。返礼品提供事業者に該当しなくなった後も同様とする。